

匝瑳市 物価高騰家計応援クーポン券 取扱店募集要項

1 発行の目的

物価高騰の影響を受けている地域経済及び市民生活の支援を目的として、市内の店舗のみで使用できる、物価高騰家計応援クーポン券を発行する。

2 事業主体

匝瑳市

3 クーポン券の発行について

(1) 名称

匝瑳市 物価高騰家計応援クーポン券

(2) 発行者

匝瑳市

(3) 発行額・発行枚数(概算)

発行額 75,000,000円

発行枚数(概算) 15,000セット(世帯数) 150,000枚(500円券)

1世帯 5,000円券(500円券×10枚)のクーポン券を市より配付

内 訳 500円券×10枚=5,000円(1世帯)

① 地元店専用券 3,000円券(500円券×6枚)

② 全店利用券 2,000円券(500円券×4枚)

(4) 使用期間

令和5年9月1日(金)～令和5年12月31日(日)

4 クーポン券の利用対象外

① 国や地方公共団体への支払い

② 電気、ガス、水道等の公共料金の支払い

③ 商品券・ビール券・図書券・切手・郵便はがき・印紙・プリペイドカードなど換金性の高いものの購入

④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。

⑤ 株式、保険、宝くじ等金融商品や不動産の購入

⑥ 仕入れ等の事業資金

⑦ 発行者がクーポンの使用に相応しくないと判断したもの。

5 取扱店の参加資格

匝瑳市内で営業している小売店、飲食業、各種サービス業等全ての事業者。ただし、下記に該当する事業者を除く。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び飲食の提供を主目的にしない店舗等の営業を行っている事業者

② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

③ 上記「4 クーポン券の利用対象外」に記載の取引、商品のみを扱う事業者

④ 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 券種による取扱店の区分

取扱店で使用できるクーポン券の券種は、取扱店を券種により区分し、下記のとおりとする。

① 地元店専用券

市内店舗で使用可能。

② 全店利用券

市内店舗に加え、市内に店舗があるチェーン店で使用可能。

【市内店舗】

市内に店舗を有する法人、個人。(チェーン店で法人にあつては市内に本店を有し、個人にあつては市内に住所を有する者)。

【チェーン店】

法人にあつては市内に本店を有し、個人にあつては市内に住所を有する者を除く、チェーン店。

券の種類	店舗区分	
	市内の加盟しているお店で利用できます	
	市内店舗	チェーン店
①地元店専用券	使用できる	使用できない
②全店利用券	使用できる	使用できる

7 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①利用者が利用期間中にクーポン券を持参した場合は、クーポン額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこととし、その際に以下の処理を行うこと。
 - (1) 券種、未使用であることの確認
 - (2) クーポン券の受領に際し釣銭は支払わない
- ②再流通防止のため、利用者から受け取ったクーポン券は、裏面の指定欄に取扱店が判断できる印を押印すること。
- ③裏面に既に押印のあるクーポン券は、受け取りを拒否すること。
- ④偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに匝瑳市商工会に報告すること。取引終了後、偽造券であると発見した場合は、直ちに商工会に通報し、当該偽造券を引き渡すこと。なお、偽造券は換金することができません。
- ⑤クーポン券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止。
- ⑥受け取ったクーポン券の盗難、紛失は取扱店の責任となります。
- ⑦換金にあたってのクーポン券の枚数の確定は、匝瑳市商工会が点検した枚数を優先します。
- ⑧千葉県暴力団排除条例、匝瑳市暴力団排除条例を遵守すること。

8 厳守事項

- ①不足分は現金などで受け取ってください。
- ②使用期限を過ぎたクーポン券は使用できません。

9 申請手続き

取扱店募集要項に同意したうえで「取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、匝瑳市商工会へ提出してください。

10 取扱店募集期間

- 1次 令和5年7月31日（月）まで
- 2次 令和5年8月1日（火）からは随時募集

※1次の募集期間に申請した取扱店は一覧を作成し、クーポン券に同封して市内全世帯に配付します。それ以降に申請した取扱店は商工会ホームページに一次募集の取扱店ともに掲載します。

11 換金について

①換金方法

「換金請求書」（後日、取扱店へ配付）に必要事項を記入の上、クーポン券の裏面に取扱店が判別できる印を押印して、使用済みクーポン券を匝瑳市商工会に持参してください。

確認後、原則として毎月第2・第4木曜日に「取扱店登録申込書」に記載された指定口座に振り込みます。振込手数料及び換金手数料は徴収しません。

② 換金受付期間

令和5年9月12日（火）～令和6年1月18日（木）までの毎週火曜日・木曜日
（但し、祝日・年末・年始を除く）換金受付期間を過ぎたクーポンは無効となります。

③換金時間

午前9時～午後3時まで

④換金場所

匝瑳市商工会

⑤最終振込日

令和6年1月25日（木）

12 その他の留意事項

「募集要項」に記載されていない事項は、匝瑳市商工会までお問い合わせください。

TEL 0479-72-2528

担当：事務局 菊地